

平成三年法律第七十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

目次

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 暴力的要素行為の規制等（第九条—第十二条の六）
- 第三章 対立抗争時の事務所の使用制限等（第十五条—第十五条の四）
- 第四章 加入の強要の規制その他の規制等（第十六条—第二十八条）
- 第五章 損害賠償請求等の妨害の規制（第三十条の二—第三十条の四）
- 第六章 暴力団員による不当な行為の防止等に関する国等の責務及び民間活動の促進（第三十二条—第三十二条の十五）
- 第七章 雜則（第三十三条—第四十五条）
- 第八章 罰則（第四十六条—第五十二条）
- 附則
- （目的）

第一条 この法律は、暴力団員の行う暴力的要素行為等について必要な規制を行い、及び暴力団の対立抗争等による市民生活に対する危険を防止するために必要な措置を講ずるとともに、暴力団員の活動による被害の予防等に資するための民間の公益的団体の活動を促進する措置等を講ずることにより、市民生活の安全と平穏の確保を図り、もって国民の自由と権利を保護することを目的とする。
（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要素要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要素行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることう。
- （指定）

- 第三条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがあり、又は暴力団の目的のいかんを問わず、当該暴力団の暴力団員が当該暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成又は事業の遂行のための資金を得ることができるようにするため、当該暴

力団の威力をその暴力団員に利用させ、又は当該暴力団の威力をその暴力団員が利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められること。

二 国家公安委員会規則で定めるところにより算定した当該暴力団の幹部（主要な暴力団員として国家公安委員会規則で定める要件に該当する者をいう。）である暴力団員の人数のうちに占める犯罪経験保有者（次のいずれかに該当する者をいう。以下この条において同じ。）の人数の比率又は当該暴力団の全暴力団員の人数のうちに占める犯罪経験保有者の人数の比率が、暴力団以外の集団一般におけるその集団の人数のうちに占める犯罪経験保有者の人数の比率を超えることが確実であるものとして政令で定める集団の人数の区分ごとに政令で定める比率（当該区分ごとに国民の中から任意に抽出したそれぞれの人数の集団において、その集団の人数のうちにある犯罪経験保有者の人数の比率が当該政令で定める比率以上となる確率が十万分の一以下となるものに限る。）を超えるものであること。

イ 暴力的不法行為等又は第八章（第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条を除く。以下この条及び第十二条の五第二項第二号において同じ。）に規定する罪に当たる違法な行為を行い拘禁刑以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から起算して五年を経過しないもの。

ロ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に処せられた者であつて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しないもの。

ハ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い拘禁刑以上の刑の言渡し及びその刑の全部の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して五年を経過しないもの。

ホ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金の刑の言渡し及びその刑の執行猶予の言渡しを受け、当該執行猶予の言渡しを取り消されることなく当該執行猶予の期間を経過した者であつて、当該刑に係る裁判が確定した日から起算して五年を経過しないもの。

二 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法（昭和二十一年法律第二十号）第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつている場合にあっては、当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日）から起算して十年を経過しないもの。

ホ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法（昭和二十一年法律第二十号）第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつている場合にあっては、当該執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日）から起算して十年を経過しないもの。

ハ 暴力的不法行為等又は第八章に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以下の刑に係る有罪の言渡しを受け、当該言渡しに係る罪について恩赦法第二条の大赦又は同法第四条の特赦を受けた者であつて、当該大赦又は特赦のあつた日（当該日において当該言渡しに係る刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日）から起算して五年を経過しないもの。

当該暴力団を代表する者はその運営を支配する地位にある者（以下「代表者等」という。）の統制の下に階層的に構成されている団体であること。

イ 公安委員会は、暴力団（指定暴力團を除く。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。

ロ 当該暴力団を構成する暴力団の全部又は大部分が指定暴力団の代表者等であること。

ハ 当該暴力団を構成する暴力団の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはロのいずれかに該当する暴力団であり、又は当該暴力団の暴力団員の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはロのいずれかに該当する暴力団の代表者等であること。

二 名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力團を構成する暴力團若しくは当該暴力團の暴力團員が代表者等となつてゐる暴力團の相互扶助を図り、又はこれらの暴力團の暴力團員の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められること。

(意見聴取)

- 第五条 公安委員会は、前二条の規定による指定（以下この章において「指定」という。）をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、個人の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、これを公開しないことができる。
- 2 前項の意見聴取を行う場合において、公安委員会は、指定に係る暴力團を代表する者又はこれに代わるべき者に対し、指定をしようとする理由並びに意見聴取の期日及び場所を相当の期間をおいて通知し、かつ、意見聴取の期日及び場所を公示しなければならない。
- 3 意見聴取に際しては、当該指定に係る暴力團を代表する者若しくはこれに代わるべき者又はこれららの代理人は、当該指定について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。
- 4 公安委員会は、当該指定に係る暴力團を代表する者若しくはこれに代わるべき者又はこれらの代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該指定に係る暴力團を代表する者若しくはこれに代わるべき者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもこれらの者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、意見聴取を行わないで指定をすることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、第一項の意見聴取の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(確認)

- 第六条 公安委員会は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該暴力團が指定の要件に該当すると認める旨を証する書類及び指定に係る前条第一項の意見聴取に係る意見聴取調書又はその写しを添えて、当該暴力團が第三条又は第四条の要件に該当するかどうかについての国家公安委員会の確認を求めなければならない。
- 2 国家公安委員会は、当該暴力團が第三条又は第四条の要件に該当する旨の確認をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該暴力團が第三条第一号又は第四条第二号の要件に該当することについて、審査専門委員の意見を聽かなければならない。
- 3 国家公安委員会のする当該暴力團が第三条又は第四条の要件に該当する旨の確認は、前項の規定による審査専門委員の意見に基づいたものでなければならない。
- 4 国家公安委員会は、第一項の規定による確認をしたときは、確認の結果を速やかに当該公安委員会に通知するものとする。
- 5 当該公安委員会は、前項の規定により、当該暴力團が第三条又は第四条の要件に該当しない旨の確認の通知を受けたときは、当該暴力團について指定をすることができない。

(指定の公示)

- 第七条 公安委員会は、指定をするときは、指定に係る暴力團の名称その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示しなければならない。
- 2 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 3 公安委員会は、指定をしたときは、当該指定に係る指定暴力團等を代表する者又はこれに代わるべき者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、指定をした旨その他の国家公安委員会規則で定める事項を通知しなければならない。
- 4 第一項の規定により公示された事項に変更があつたときは、公安委員会は、その旨を官報により公示しなければならない。
- (指定の有効期間及び取消し)
- 第八条 指定は、三年間その効力を有する。

- 2 公安委員会は、前項の規定にかかわらず、指定暴力團等が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該指定暴力團等に係る指定を取り消さなければならない。
- 1 解散その他の事由により消滅したとき。

二 第三条各号又は第四条各号のいずれかに該当しなくなつたと明らかに認められるとき。

3 公安委員会は、第一項の規定にかかわらず、指定暴力團連合が第三条の規定により指定暴力團として指定されたときは、当該指定暴力團連合に係る第四条の規定による指定を取り消されなければならない。

4 公安委員会は、指定暴力團等が第二項各号のいずれかに該当することとなつたことを理由として同項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、当該指定暴力團等が同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当すると認める旨を証する書類を添えて、当該指定暴力團等が同項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するかどうかについての国家公安委員会の確認を求めなければならない。

5 国家公安委員会は、前項の規定による確認をしたときは、確認の結果を速やかに当該公安委員会に通知するものとする。

6 当該公安委員会は、前項の規定により、当該指定暴力團等が第二項各号に掲げる場合に該当しない旨の確認を受けたときは、当該指定暴力團等に係る指定を取り消すことができない。

7 前条第一項から第三項までの規定は、第二項又は第三項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同条第三項中「代表する者又はこれに代わるべき者」とあるのは、「代表する者又はこれに代わるべき者（次条第二項第一号に該当することとなつたときの取消しの場合にあっては、当該消滅した指定暴力團等を代表する者又はこれに代わるべき者であつた者）」と読み替えるものとする。

第二章 暴力的 requirement 行為の規制等

(暴力的 requirement 行為の禁止)

- 第九条 指定暴力團等の暴力團員（以下「指定暴力團員」という。）は、その者の所属する指定暴力團等又はその系列上位指定暴力團等（当該指定暴力團等と上方連絡（指定暴力團等が他の指定暴力團等の構成団体となり、又は指定暴力團等の代表者等が他の指定暴力團等の暴力團員となる関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力團等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

一 人に對し、その人に関する事實を宣伝しないこと又はその人に関する公知でない事實を公表しないことの対償として、金品その他の財產上の利益（以下「金品等」という。）の供与を要求すること。

二 人に對し、寄附金、贊助金その他名目のいかんを問わず、みだりに金品等の贈与を要求すること。

三 請負、委任又は委託の契約に係る役務の提供の業務の発注者又は受注者に對し、その者が拒絶しているにもかかわらず、当該業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務の提供の受け入れを要求すること。

四 繩張（正当な権原がないにもかかわらず自己の権益の対象範囲として設定していると認められる区域をいう。以下同じ。）内で営業を當む者に對し、名目のいかんを問わず、その営業を當むことを容認する対償として金品等の供与を要求すること。

五 繩張内で営業を當む者に對し、その営業所における日常業務に用いる物品を購入すること、その日常業務に関し歌謡シヨーその他の興行の入場券、パートイー券その他の証券若しくは証券を購入すること又はその営業所における用心棒の役務（営業を當む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようするため顧客、従業者その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務をいう。第三十条の六第一項第一号において同じ。）その他の日常業務に關する役務の有償の提供を受けることを要求すること。

六 次に掲げる債務について、債務者に對し、その履行を要求すること。

イ 金錢を目的とする消費貸借（利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第五条第一号に規定する営業的金錢消費貸借（以下この号において単に「営業的金錢消費貸借」という。）を除く。）上の債務であつて同法第一条に定める利息の制限額を超える利息（同法第三条の規定

配力を有するものと認められる者を含む。第三十二条第一項第三号において同じ。)となつているもの

ハ、自己が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者

(口に該当するものを除く。)

二十二 行政府に対し、特定の者がした許認可等に係る申請が法令に定められた許認可等の要件に該当するにもかかわらず、当該許認可等をしないことを要求し、又は特定の者について法令に定められた不利益処分の要件に該当する事由がないにもかかわらず、当該不利益処分をすることを要求すること。

二十三 国、特殊法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第二百二十七号)第二条第一項に規定する特殊法人等をいう。)又は地方公共団体(以下この条において「国等」という。)に対し、当該国等が行う売買、貸借、請負その他の契約(以下この条及び第三十二条第一項において「売買等の契約」という。)に係る入札について、自己若しくは自己の関係者が入札参加資格(入札の参加者の資格をいう。以下この号及び次号において同じ。)を有する者でなく、又は自己若しくは自己の関係者が指名基準(入札参加資格を有する者のうちから入札に参加する者を指名する場合の基準をいう。同号において同じ。)に適合する者でないにもかかわらず、当該自己又は自己の関係者を入札について、自己若しくは自己の関係者が入札に係る申込みをすることを要する。

二十四 国等に対し、当該国等が行う売買等の契約に係る入札について、特定の者が入札参加資格を有する者(指名基準に適合しない者を除く。)であり、又は特定の者が指名基準に適合する者であるにもかかわらず、当該特定の者を当該入札に参加させないことを要求すること。

二十五 人に対し、国等が行う売買等の契約に係る入札について、当該入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件をもつて当該入札に係る申込みをすることを要する。

二十六 国等に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず自己若しくは自己の関係者を当該国等が行う売買等の契約の相手方とするのを要する、又は特定の者を当該国等が行う売買等の契約の相手方としないことをみだりに要求すること(第三号、第二十三号又は第二十四号に該当するものを除く。)。

二十七 国等に対し、当該国等が行う売買等の契約の相手方に對して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務の提供の業務の全部若しくは一部の受入れをすることを求める指導、助言その他の行為をすることをみだりに要求すること。

(暴力的 requirement behavior の禁止)

第十条 何人も、指定暴力團員に対し、暴力的 requirement behavior をすることを要求し、依頼し、又は唆してはならない。

2 何人も、指定暴力團員が暴力的 requirement behavior をしていいる現場に立ち会い、当該暴力的 requirement behavior を命じ、又は当該暴力的 requirement behavior が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

第十一 条 公安委員会は、指定暴力團員が暴力的 requirement behavior をしており、その相手方の生活の平穏とは業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該指定暴力團員に対し、当該暴力的 requirement behavior を中止することを命じ、当該暴力的 requirement behavior を停止することができる。

2 公安委員会は、指定暴力團員が暴力的 requirement behavior をした場合において、当該指定暴力團員が更に反復して当該暴力的 requirement behavior をするおそれがあると認めるときは、当該暴力的 requirement behavior を命ずることができる。

第十二 条 公安委員会は、第十二条第一項の規定に違反する行為を行わされた場合において、当該行為を行った者が更に反復して同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該行

為をした者に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、当該行為に係る指定暴力團員又は当該指定暴力團員の所属する指定暴力團等の他の指定暴力團員に対し暴力的 requirement behavior を要する、依頼し、又は唆すことを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、第十二条第二項の規定に違反する行為が行われており、当該違反する行為に係る暴力的 requirement behavior の相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該违反する行為をしていいる者に対し、当該违反する行為を中止することを命じ、又は当該违反する行為が中止されることを確保するためには必要な事項を命ずることができる。

第十二条の二 公安委員会は、指定暴力團員がその所属する指定暴力團等に係る次の各号に掲げる業務に關し暴力的 requirement behavior をした場合において、当該業務に從事する指定暴力團員が当該業務に關し更に反復して当該暴力的 requirement behavior と類似の暴力的 requirement behavior をするおそれがあると認めるときは、当該違反する行為をしていいる者に対し、当該违反する行為を中止することを命じ、又は当該违反する行為が中止されることを確保するためには必要な事項を命ずることができる。

一 指定暴力團等の業務であつて、収益を目的とするもの 当該指定暴力團等の代表者等

二 前号に掲げるもののほか、指定暴力團員がその代表者であり、又はその運営を支配する法人その他の団体の業務であつて、収益を目的とするもの 当該法人その他の団体の代表者であり、又はその運営を支配する指定暴力團員

三 当該指定暴力團員の上位指定暴力團員(指定暴力團員がその所属する指定暴力團等の活動に係る事項について他の指定暴力團員から指示又は命令を受ける地位にある場合における当該他の指定暴力團員をいう。以下この条において同じ。)の縛張の設定又は維持の業務 当該上位指定暴力團員

四 前号に掲げるもののほか、当該指定暴力團員の上位指定暴力團員の業務であつて、収益を目的とするもの 当該上位指定暴力團員

(准暴力的 requirement behavior の要求等の禁止)

第十二条の三 指定暴力團員は、人に對して当該指定暴力團員が所属する指定暴力團等若しくはその系列上位指定暴力團等に係る准暴力的 requirement behavior をすることを要する、依頼し、若しくは唆し、又は人が当該指定暴力團員が所属する指定暴力團等若しくはその系列上位指定暴力團等に係る准暴力的 requirement behavior をすることを助けてはならない。

(准暴力的 requirement behavior の要求等に対する措置)

該指定暴力團員が更に反復して同条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力團員に對し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な事項を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の規定による命令をする場合において、前条の規定に違反する行為に係る准暴力的 requirement behavior が行われるおそれがあると認めるときは、当該命令に係る同条の規定に違反する行為の相手方に對し、当該准暴力的 requirement behavior をしてはならない旨の指示をするものとする。

第十二条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める指定暴力團等又はその系列上位指定暴力團等に係る准暴力的 requirement behavior をしてはならない。

一 第十二条第一項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して三年を経過しないもの 当該命令において防止しようとした暴力的 requirement behavior の要求、依頼又は唆しの相手方である指定暴力團員の所属する指定暴力團等

二 第十二条第二項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して三年を経過しないもの 当該命令に係る暴力的 requirement behavior をした指定暴力團員の所属する指定暴力團員

あるのは「当該集団の活動」と、同項第一号中「多数」とあるのは「当該集団に所属する多数」と読み替えるものとする。

4 公安委員会は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による命令をしたときは、当該事務所の出入口の見やすい場所に、当該管理者又は当該事務所を現に使用していた指定暴力團員が当該事務所について第一項の命令を受けている旨を告知する。

5 国家公安委員会規則で定める標章を貼り付けるものとする。

6 公安委員会は、前項の規定により標章を貼り付けた場合において、第一項の規定による命令の期限（第二項の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限。以下この条において同じ。）が経過したとき、又は当該期限内において当該標章を貼り付けた事務所が第一項各号の同一も、第四項の規定により貼り付けられた標章を取り除かなければならない。

7 何人も、第五項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章を貼り付けた事務所に係る第一項の規定による命令の期限が経過した後でなければ、これを取り除いてはならない。

（特定抗争指定暴力團等の指定）

第十五條の二 指定暴力團等の相互間に対立が生じ、対立抗争が発生した場合において、当該対立抗争に係る凶器を使用した暴力行為が人の生命又は身体に重大な危害を加える方法によるものであり、かつ、当該対立抗争に係る暴力行為により更に人の生命又は身体に重大な危害が加えられるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、三月以内の期間及び当該暴力行為により人の生命又は身体に重大な危害が加えられることを防止するため特に警戒を要する区域（以下この条及び次条において「警戒区域」という。）を定めて、当該対立抗争に係る指定暴力團等を特定抗争指定暴力團等として指定するものとする。

2 公安委員会は、前項の規定による指定をした場合において、当該指定の有効期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、三月以内の期間を定めて、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

3 公安委員会は、必要があると認めるときは、警戒区域を変更することができる。

4 前三項の規定は、一の指定暴力團等に所属する指定暴力團員の集団の相互間に対立が生じ、内部抗争が発生した場合について準用する。この場合において、第一項中「指定暴力團等」とあるのは、「集団に所属する指定暴力團員の所属する指定暴力團等」と読み替えるものとする。

5 公安委員会は、第一項（前項において準用する場合を含む。以下この条及び第十五条の四第一項において同じ。）の規定による指定をしたときは、警戒区域内に在る当該指定に係る特定抗争指定暴力團等の事務所の出入口の見やすい場所に、当該特定抗争指定暴力團等が当該指定を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章を貼り付けるものとする。公安委員会が第三項による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなつたとき、又は同条第一項の規定により当該特定抗争指定暴力團等に係る第一項の規定による指定が取り消されたときは、当該標章を取り除かなければならぬ。

6 何人も、第五項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、第一項の規定による指定の期限が経過し、第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は第十五条の四第一項の規定により当該特定抗争指定暴力團等に係る第一項の規定による指定が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。

8 第五条（第一項ただし書を除く。次項において同じ。）及び第七条の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同条第一項中「その他の」とあるのは、「第十一条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）に規定する警戒区域その他の」と、同条第四項中「事項」とあるのは「事項（第十五条の二第一項に規定する警戒区域を除く。）」と読み替えるものとする。

9 第五条の規定は第三項の規定による警戒区域の変更（当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限る。）について、第七条第一項から第三項までの規定は第三項の規定による警戒区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「その他の」とあるのは、「第十五条の二第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する警戒区域その他の」と読み替えるものとする。

10 第一條の規定により特定抗争指定暴力團等として指定された指定暴力團連合が第三条の規定により指定暴力團として指定された場合において、当該指定暴力團連合に係る第四条の規定による指定が第八条第三項の規定により取り消されたときは、第一項の規定により当該指定暴力團について公安委員会がした指定とみなす。

11 第一項の規定により特定抗争指定暴力團等として指定された指定暴力團等に係る第三条又は第四条の規定による指定（以下この項において「旧指定」という。）の有効期間が経過した場合において、当該指定暴力團等について引き続き第三条又は第四条の規定による指定（以下この項において「新指定」という。）がされたときは、第一項の規定により旧指定に係る指定暴力團等について公安委員会がした指定は、新指定に係る指定暴力團等について引き続きその効力を有する。

（特定抗争指定暴力團等の指定暴力團員等の禁止行為）

第十五条の三 特定抗争指定暴力團等の指定暴力團員は、警戒区域において、次に掲げる行為をしてはならない。

1 一 当該特定抗争指定暴力團等の事務所を新たに設置すること。

2 二 当該対立抗争に係る他の指定暴力團等の指定暴力團員（当該特定抗争指定暴力團等が内部抗争に係る特定抗争指定暴力團等である場合にあっては、当該内部抗争に係る集団（自分が所属する集団を除く。）に所属する指定暴力團員。以下この号において「対立指定暴力團員」といいう。）につきまとい、又は対立指定暴力團員の居宅若しくは対立指定暴力團員が管理する事務所の附近をうろつくこと。

3 多数で集合することその他当該対立抗争又は内部抗争に係る暴力行為を誘発するおそれがあるものとして政令で定める行為を行うこと。

4 特定抗争指定暴力團等の指定暴力團員又はその要求若しくは依頼を受けた者は、警戒区域内に在る当該特定抗争指定暴力團等の事務所に立ち入り、又はとどまつてはならない。ただし、当該事務所の閉鎖その他当該事務所への立入りを防ぐため必要な措置を講ずる場合は、この限りでない。

（特定抗争指定暴力團等の指定の取消し）

第十五条の四 公安委員会は、第十五条の二第一項の規定による指定をした場合において、当該指定の期限を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 第七条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第四章 加入の強要の規制その他の規制等

1 第一節 加入の強要の規制等

（加入の強要等の禁止）

第十六条 指定暴力團員は、少年（二十歳未満の者をいう。以下同じ。）に対し指定暴力團等に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又は少年が指定暴力團等から脱退することを妨害してはならない。

- 2 前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、人を威迫して、その者を指定暴力団等に加入することを強要し、若しくは勧誘し、又はその者が指定暴力団等から脱退することを妨害してはならない。
- 3 指定暴力団員は、人を威迫して、その者の親族又はその者が雇用する者その他のその者と密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下この項並びに第十八条第一項及び第二項において「密接関係者」という。）に係る組抜け料等（密接関係者の暴力団からの脱退が容認されること又は密接関係者に対する暴力団への加入の強要若しくは勧誘をやめることの代償として支払われる金品等をいう。）を支払うこと又は密接関係者の住所若しくは居所の教示その他密接関係者に係る情報の提供をすることを強要し、又は勧説することその他の密接関係者を指定暴力団等に加入させ、又は密接関係者が指定暴力団等から脱退することを妨害するための行為をして国家公安委員会規則で定めるものをしてはならない。

（加入の強要の命令等の禁止）

- 第十七条** 指定暴力団員は、その配下指定暴力団員（指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の活動に係る事項について他の指定暴力団員に指示又は命令をすることができる場合における当該他の指定暴力団員をいう。以下同じ。）に対して前条の規定に違反する行為をするのを助長する行為を又はその配下指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をするのを助長する行為をしてはならない。
- 2 前項に規定するもののほか、指定暴力団員は、他の指定暴力団員に対して前条の規定に違反する行為をすることを依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をするのを助けてはならない。

（加入の強要等に対する措置）

- 第十八条** 公安委員会は、指定暴力団員が第十六条の規定に違反する行為をしており、その相手方が困惑していると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項（当該行為が同条第三項の規定に違反する行為であることを命じ、又は指定暴力団等から脱退することを妨害されることを防止するために必要な事項を含む。）を命ずることができる。
- 2 公安委員会は、指定暴力団員が第十六条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、他の指定暴力団員に対して指詰めをするとともに、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるとときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その配下指定暴力団員に対しても同様の規定に違反する行為をするのを助長する行為をするのを助長する行為をしてはならない。
- 3 公安委員会は、指定暴力団員が第十六条第一項の規定に違反する行為をして、かつ、当該行為に係る少年が当該指定暴力団等に加入し、又は当該指定暴力団等から脱退しなかつた場合において、加入し、若しくは脱退しなかつたことが当該少年の意思に反していると認められ、又は当該少年の保護者が当該少年の脱退を求めているときは、当該指定暴力団員に對し、当該少年を当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができる。

（加入の強要等に対する措置）

- 第十九条** 公安委員会は、指定暴力団員が第十七条の規定に違反する行為をして、かつ、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に對し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その配下指定暴力団員に對しても同様の規定に違反する行為をするのを助長する行為をしてはならない。
- 2 公安委員会は、指定暴力団員が第十六条第一項の規定に違反する行為をして、かつ、当該行為に係る少年が当該指定暴力団等に加入し、又は当該指定暴力団等から脱退しなかつた場合において、加入し、若しくは脱退しなかつたことが当該少年の意思に反していると認められ、又は当該少年の保護者が当該少年の脱退を求めているときは、当該指定暴力団員に對し、当該少年を当該指定暴力団等から脱退させるために必要な事項を命ずることができる。

（加入の強要等の禁止）

- 第二十条** 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に對して指詰め（暴力団員が、その所属する暴力団の統制に反する行為をしたことに対する謝罪又はその所属する暴力団からの脱退が容認されるこ

との代償としてその他これらに類する趣旨で、その手指の全部又は一部を自ら切り落とすことをいう。以下この条及び第二十二条第二項において同じ。）をすることを強要し、若しくは勧誘し、又は指詰めに使用する器具の提供その他の行為により他の指定暴力団員が指詰めをするのを補助してはならない。

（指詰めの強要の命令等の禁止）

- 第二十二条** 公安委員会は、指定暴力団員が第二十条の規定に違反する行為をしてはならない。当該指定暴力団員に對し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。
- 2 公安委員会は、指定暴力団員が第二十条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるとときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、他の指定暴力団員に對して指詰めをするとともに、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるとときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その配下指定暴力団員に對しても同様の規定に違反する行為をするのを助長する行為をするのを助長する行為をしてはならない。

- 第二十三条** 公安委員会は、指定暴力団員が第二十一条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるとときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その配下指定暴力団員に對しても同様の規定に違反する行為をするのを助長する行為をするのを助長する行為をしてはならない。
- 2 公安委員会は、指定暴力団員が第二十条の規定に違反する行為をするのを助長する行為をするのを助長する行為をしてはならない。

（加入の強要等に対する措置）

- 第二十四条** 指定暴力団員は、少年に對して入れ墨を施し、少年に對して入れ墨を受けるのを強要し、若しくは勧誘し、又は資金の提供、施術のあつせんその他の行為により少年が入れ墨を受けるのを補助してはならない。
- （少年に対する入れ墨の強要等の禁止）
- 第二十五条** 指定暴力団員は、他の指定暴力団員に對して前条の規定に違反する行為をするのを強要し、依頼し、若しくは唆し、又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をするのを助けてはならない。
- （少年に対する入れ墨の強要等に対する措置）
- 第二十六条** 公安委員会は、指定暴力団員が第二十四条の規定に違反する行為をしており、かつ、当該行為に係る少年が困惑していると認め、又は当該行為が当該少年の保護者の意思に反していると認める場合には、当該指定暴力団員に對し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。
- 2 公安委員会は、指定暴力団員が第二十四条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるとときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、少年に對して入れ墨を施すこと、

せんその他の行為により少年が入れ墨を受けることを補助することを防止するために必要な事項を命ずることができる。

第二十七条 公安委員会は、指定暴力団員が第二十五条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、他の指定暴力団員に対して第二十四条の規定に違反する行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆すこと又は他の指定暴力団員が同条の規定に違反する行為をすることを助けることを防止するためには必要な事項を命ずることができる。

(離脱の意志を有する者に対する援護等)

第二十八条 公安委員会は、暴力団から離脱する意志を有する者（以下この条において「離脱希望者」という。）その他関係者を対象として、離脱希望者を就業環境に円滑に適応させることの促進、離脱希望者が暴力団から脱落することを妨害する行為の予防及び離脱希望者に対する補導その他他の援護その他離脱希望者の暴力団からの離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 公安委員会は、暴力団から離脱した者が就職等を通じて社会経済活動への参加を確保するための他の援護その他の離脱希望者の暴力団からの離脱と社会経済活動への参加を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 公安委員会は、第一項の措置を実施するため必要な限度において、離脱希望者の状況について、第三十二条の三第一項の規定により指定した都道府県暴力追放運動推進センターから報告を求めることができる。

第二節 事務所等における禁止行為等

(事務所等における禁止行為)

第二十九条 指定暴力団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 指定暴力団等の事務所（以下この条及び第三十三条第一項において単に「事務所」という。）の外周に、又は外部から見通すことができる状態にしてその内部に、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせるおそれがある表示又は物品として国家公安委員会規則で定めるものを掲示し、又は設置すること。

二 事務所又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。

三 人に対し、債務の履行その他の国家公安委員会規則で定める用務を行う場所として、事務所を用いることを要強すること。

(事務所等における禁止行為に対する措置)

第三十条 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしてはならない。

第三十一条 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、付近の住民若しくは通行人又は当該行為の相手方の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されていると認める場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

第三節 損害賠償請求等の妨害の規制

(損害賠償請求等の妨害の禁止)

第三十二条 指定暴力団員は、次に掲げる請求を、当該請求をし、又はしようとする者（以下この条において「請求者」という。）を威迫し、請求者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他の請求者と社会生活において密接な関係を有する者として国家公安委員会規則で定める者（第三十条の四及び第三十条の五第一項第三号から第五号までにおいて「配偶者等」という。）につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

一 当該指定暴力団員その他の当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が当該不法行為をした指定暴力団員その他の当該被害の回復について責任を負うべき当該指定暴力団等の指定暴力団員に対してする損害賠償請求その他の当該被害を回復するための請求

二 当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の事務所（事務所とするために整備中の施設又は施設の区画された部分を含む。以下この号、第三十二条の三第一項第二号及び第二項第六号並びに第三十二条の四第一項及び第二項において同じ。）の付近の住民その他の者で当該事務所若しくはその周辺における当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為によりその生活の平穏若しくは業務の遂行の平穏が害されているもの又は当該事務所の用に供されている建物若しくは土地（以下この号において「建物等」という。）の所有権その他当該建物等につき使用若しくは土収益を有する権利若しくは当該建物等に係る担保権を有する者で当該指定暴力団等の指定暴力団員の行為により当該権利を害されているものが当該事務所に係る管理者に対してする当該行為の停止又は当該事務所の使用の差止めの請求その他当該事務所を当該指定暴力団等の指定暴力団員に使用させないこととするための請求

(損害賠償請求等の妨害に対する措置)

第三十三条 公安委員会は、指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしていている場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

(損害賠償請求等の妨害を防止するための措置)

第三十四条 公安委員会は、第三十条の二各号に掲げる請求が行われた場合において、当該請求の相手方である指定暴力団員が当該請求に係る請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為を防止するため必要な事項を命ずることができる。

第四節 暴力行為の賞揚等の規制

(暴力行為の賞揚等の規制)

第三十五条 公安委員会は、指定暴力団員が次の各号のいずれかに該当する暴力行為を敢行し、刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員

が、当該暴力行為の敢行を賞揚し、又は慰労する目的で、当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、期間を定めて、当該金品等の供与をしてはならず、又はこれを受けてはならない旨を命ずることができる。ただし、当該命令の期間の終期は、当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過する日を超えてはならない。

一 当該指定暴力団等と他の指定暴力団等との間に対立が生じ、これにより当該他の指定暴力団等の事務所又は指定暴力団員若しくはその居宅に対する凶器を使用した暴力行為が発生した場合における当該暴力行為

二 当該指定暴力団等に所属する指定暴力団員の集団の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る指定暴力団等の事務所（その管理者が当該対立に係る集団に所属しているものに限る。）又は当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員若しくはその居宅に対する凶器を使用した暴力行為が発生した場合における当該暴力行為

三 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした暴力的請求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復し、又は当該相手方を当該暴力的請求行為に応じさせる目的で、当該相手方又はその配偶者等に對してする暴力行為

四 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした第十二条の三の規定に違反する行為に係る準暴力的請求行為をその相手方が拒絶した場合において、これに報復し、又は当該相手方を当該準暴力的請求行為に応じさせる目的で、当該相手方又はその配偶者等に對してする暴力行為

五 第三十条の二各号に掲げる請求を妨害する目的又は当該請求がされたことに報復する目的で、当該請求をし、若しくはしようとする又はその配偶者等に對してする暴力行為

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の期間を経過する前に同項に規定するおそれがないと認められるに至ったときは、速やかに、当該命令を取り消さなければならない。

第五節 繩張に係る禁止行為等

(繩張に係る禁止行為)
第五条及び第七条の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、第五条第一項ただし書中「個人の秘密」とあるのは「第三十条の八第一項各号に掲げる行為又は同項の暴力行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密」と、第七条第一項中「その他の」あるのは、「第三十条の八第一項に規定する警戒区域その他の」と、同条第四項中「事項」とあるのは「事項（第三十条の八第一項に規定する警戒区域を除く。）」と読み替えるものとする。

- 第三十条の六 指定暴力団員は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等の指定暴力団員の繩張内で営業を営む者のために、次に掲げる行為をしてはならない。当該行為をすることをその営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者と約束することについても、同様とする。
- 1 用心棒の役務を提供すること。
 - 2 訪問する方法により、当該営業に係る商品を販売する契約又は当該営業に係る役務を有償で提供する契約の締結について勧誘をすること。
 - 3 面会する方法により、当該営業によって生じた債権で履行期限を経過してもなおその全部又は一部が履行されていないものの取立てをすること。
 - 4 営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者（次条第四項において「営業を営む者等」という。）は、指定暴力団員に対し、前項前段の規定に違反する行為をするのを要求し、依頼し、又は唆してはならない。同項後段に規定する約束の相手方となることについても、同様（繩張に係る禁止行為に対する措置）

- 第三十条の七 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項前段の規定に違反する行為をしている場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、指定暴力団員が前条第一項後段の規定に違反する行為をした場合には、当該指定暴力団員に対し、当該行為に係る同項各号に掲げる行為を防止するため必要な事項を命ずることができる。

- 3 公安委員会は、指定暴力団員が更に反復して当該行為と類似の同項の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して当該行為と類似の同項の規定に違反する行為をした場合において、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができる。

- 4 公安委員会は、営業を営む者等が前条第二項の規定に違反する行為をした場合において、当該営業を営む者等が更に反復して当該行為と類似の同項の規定に違反する行為をするおそれがあると認めると認めるときは、当該営業を営む者等に対し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同項の規定に違反する行為が行われることを防止するため必要な事項を命ずることができる。

- （特定危険指定暴力団等の指定）
- 第三十条の八 公安委員会は、次の各号のいずれかに掲げる行為が行われた場合において、指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が当該行為に関連して凶器を使用して人の生命又は身体に重大な危害を加える方法による暴力行為を行つたと認められ、かつ、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員又はその要求若しくは依頼を受けた者が更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがあると認めるときは、一年を超えない範囲内の期間及び当該暴力行為（以下この章において「警戒区域」という。）を定めて、当該指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定するものとする。

- 2 当該指定暴力団等の指定暴力団員がした暴力的 requirement行為又は当該指定暴力団等の指定暴力団員がした第十二条の三の規定に違反する行為に係る準暴力的 requirement行為であつて、その相手方が拒絶したものとする。
- （特定危険指定暴力団等の指定）
- 第三十条の八 公安委員会は、前項の規定による指定をした場合において、当該指定の有効期間が経過した後において更にその指定の必要があると認めるときは、一年を超えない範囲内で期間を定めて、その指定の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

4 3 公安委員会は、必要があると認めるときは、警戒区域を変更することができる。

- 第五条及び第七条の規定は、第一項の規定による指定について準用する。この場合において、第五条第一項ただし書中「個人の秘密」とあるのは「第三十条の八第一項各号に掲げる行為又は同項の暴力行為の相手方に係る個人の秘密又は事業上の秘密」と、第七条第一項中「その他の」あるのは、「第三十条の八第一項に規定する警戒区域その他の」と、同条第四項中「事項」とあるのは「事項（第三十条の八第一項に規定する警戒区域を除く。）」と読み替えるものとする。

- 第五条の規定は第三項の規定による警戒区域の変更（当該変更により新たな区域が当該警戒区域に含まれることとなるものに限る。）について、第七条第一項から第三項までの規定は第三項の規定による警戒区域の変更について、それぞれ準用する。この場合において、第五条第一項に規定による警戒区域の変更に、それぞれ準用する。

- 第六条 第一条の規定により特定危険指定暴力団等として指定された指定暴力団連合が第三条の規定により指定暴力団として指定された場合において、当該指定暴力団連合に係る第四条の規定による指定が第八条第三項の規定により取り消されたときは、第一項の規定により当該指定暴力団連合について公安委員会がした指定は、同項の規定により当該指定暴力団について当該公安委員会がした指定とみなす。

- 7 第一条の規定により特定危険指定暴力団等として指定された指定暴力団等に係る第三条又は第四条の規定による指定（以下この項において「旧指定」という。）の有効期間が経過した場合において、当該指定暴力団等について引き続き第三条又は第四条の規定による指定（以下この項において「新指定」という。）がされたときは、第一項の規定により旧指定に係る指定暴力団等について公安委員会がした指定は、新指定に係る指定暴力団等について引き続きその効力を有する。

- （特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為）
- 第三十条の九 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員は、暴力的 requirement行為を行ふ目的で、警戒区域において又は警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、その相手方に對し、次に掲げる行為をしてはならない。
- 1 面会を要求すること。
 - 2 電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信すること。
 - 3 つきまとい、又はその居宅若しくは事業所の付近をうろつくこと。
- （特定危険指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為に対する措置）

- 第三十条の十 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をしており、その相手方の生活の平穀又は業務の遂行の平穀が害されていると認める場合には、当該指定暴力団員に對し、当該行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることが保証するため必要な事項を命ずることができる。

- 2 公安委員会は、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員が前条の規定に違反する行為をした場合において、当該指定暴力団員が更に反復して同条の規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、当該指定暴力団員に對し、一年を超えない範囲内で期間を定めて、同条の規定に違反する行為が行われることを防止するため必要な事項を命ずることができる。

- （特定危険指定暴力団等の事務所の使用制限）
- 第三十条の十一 公安委員会は、警戒区域内に在る特定危険指定暴力団等の事務所が、第三十条の八第一項の暴力行為に關し、当該特定危険指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる作用に供されており、又は供されるおそれがあると認めるときは、当該事務所に係る管理者又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に對し、三月以内の期間を定めて、当該事務所を當該

各号の用又は当該特定危険指定暴力団等の活動の用に供してはならない旨を命ずることができ
る。

一 多数の指定暴力団員の集合の用

二 当該暴力行為のための謀議、指揮命令又は連絡の用

三 当該暴力行為に供用されるおそれがあると認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用

2 公安委員会は、前項の規定による命令をした場合において、当該命令の有効期間が経過した後において更にその命令の必要があると認めるときは、三月以内の期間を定めて、その命令の期限を延長することができる。当該延長に係る期限が経過した後において、これを更に延長しようとするととも、同様とする。

3 公安委員会は、第一項の規定による命令をしたときは、当該事務所の出入口の見やすい場所に、当該管理者又は当該事務所を現に使用していた指定暴力団員が当該事務所について同項の命令を受けている旨を告知する国家公安委員会規則で定める標章を貼り付けるものとする。

4 公安委員会は、前項の規定により標章を貼り付けた場合において、第一項の規定による命令の期限（第二項の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限。以下この条において同じ。）が経過したとき、第三十条の人第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなつたとき、又は当該期限内において当該標章を貼り付けた事務所が第一項各号の用に供されるおそれがなくなつたと認めるときは、当該標章を取り除かなければならない。

5 何人も、第三項の規定により貼り付けられた標章を損壊し、又は汚損してはならず、また、当該標章を貼り付けた事務所に係る第一項の規定による命令の期限が経過し、第三十条の八第三項の規定による警戒区域の変更により当該標章を貼り付けた事務所の所在地が警戒区域に含まれないこととなり、又は次条第一項の規定により当該特定危険指定暴力団等に係る第三十条の八第一項の規定による指定が取り消された後でなければ、これを取り除いてはならない。（特定危険指定暴力団等の指定の取消し）

第三十条の十二 公安委員会は、第三十条の八第一項の規定による指定をした場合において、当該

指定の期限（同条第二項の規定によりその延長が行われたときは、その延長後の期限）を経過す

る前に同条第一項に規定するおそれがないと認められるに至つたときは、その指定を取り消さな

ければならない。

2 第七条第一項から第三項までの規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第五章 指定暴力団の代表者等の損害賠償責任

（対立抗争等に係る損害賠償責任）

第三十一条 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団と他の指定暴力団との間に対立が生じ、これにより当該指定暴力団の指定暴力団員による暴力行為（凶器を使用するものに限る。以下この

条において同じ。）が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

2 一の指定暴力団に所属する指定暴力団員の団体の相互間に対立が生じ、これにより当該対立に係る集団に所属する指定暴力団員による暴力行為が発生した場合において、当該暴力行為により他人の生命、身体又は財産を侵害したときも、前項と同様とする。

第三十二条の二 指定暴力団の代表者等は、当該指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得ることがないとき）を行ふに

得、又は当該資金を得るために必要な地位を得ること）

二 当該威力利用資金獲得行為が、当該指定暴力団の指定暴力団員以外の者が専ら自己の利益を図る目的で当該指定暴力団員に対し強要したことによつて行われたものであり、かつ、当該威力利用資金獲得行為が行われたことにつき当該代表者等に過失がないとき。

（民法の適用）

第三十二条の三 指定暴力団の代表者等の損害賠償の責任については、前二条の規定によるほか、（国及び地方公共団体の責務）

一 指定暴力団員

二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）

三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となつているもの

四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

2 国及び地方公共団体は、前項に規定する措置を講ずるほか、その事務又は事業に関する暴力団員による不当な行為の防止及びこれにより当該事務又は事業に生じた不当な影響の排除に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの人々が組織する民間の団体（次項において「事業者等」という。）が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。同項において同じ。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

4 国及び地方公共団体は、事業者等が安心して暴力排除活動の実施に取り組むことができるよう、その安全の確保に配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第三十二条の二 事業者は、不当要求による被害を防止するために必要な第十四条第一項に規定する措置を講ずるよう努めるほか、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させることがないよう努めなければならない。

（都道府県暴力追放運動推進センター）

第三十二条の三 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県にを限つて、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができます。

一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であること。

二 次項第三号から第六号までの事業（以下「相談事業」という。）に係る相談の申出人、暴力団の影響を受けている少年、暴力団から離脱する意志を有する者又は暴力団の事務所の付近の住民その他の者（第三項において「相談の申出人等」という。）に対する助言について、専門的知識経験を有する者として国家公安委員会規則で定める者（以下「暴力追放相談委員」といいう。）が置かれていること。

三 その他次項に規定する事業を適正かつ確實に行つたために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

2 都道府県センターは、当該都道府県の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動を行うこと。

二 暴力団員による不当な行為の予防に関する民間の自主的な組織活動を助けること。

- 四 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動を行うこと。
- 五 暴力団から離脱する意志を有する者を助けるための活動を行うこと。
- 六 暴力団の事務所の使用により付近住民等（付近において居住し、勤務し、その他日常生活又は社会生活を営む者をいう。次条第一項及び第二項において同じ。）の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止すること。
- 七 公安委員会の委託を受けて第十四条第二項の講習を行うこと。
- 八 不当要求情報管理機関（不当要求に関する情報の収集及び事業者に対する当該情報の提供を行つて、業者とする者をいう。）の業務を助けること。
- 九 暴力団員による不当な行為の被害者に対し見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救援を行うこと。
- 十 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十一条に規定する少年指導委員に対し第四号の事業の目的を達成するために必要な研修を行うこと。
- 十一 前各号の事業に附帯する事業
- 十二 都道府県センターは、相談事業を行うに当たつては、相談の申出人等に対する助言について
- 十三 都道府県センターは、住民から暴力団員による不当な行為に関する相談の申出があつたときは、暴力追放相談委員に行わせなければならない。
- 十四 都道府県センターは、住民から暴力団員による不当な行為に関する相談の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、その相談に係る事項の迅速かつ適切な解決に努めなければならない。
- 十五 公安委員会は、都道府県センターは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができると認めるときは、都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。
- 十六 公安委員会は、都道府県センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 十七 都道府県センターは、その業務の運営について都道府県警察と密接に連絡するものとし、都道府県警察は、都道府県センターに対し、その業務の円滑な運営が図られるように必要な配慮を加らしてはならない。
- 十八 都道府県センターは、その業務の運営について都道府県警察と密接に連絡するものとし、都道府県警察は、都道府県センターに対し、その業務の円滑な運営が図られるように必要な配慮を加えるものとする。
- 十九 第一項の指定の手続その他都道府県センターに関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。
- （適格都道府県センターの権限等）
- 第三十二条の四** 次条第一項の規定により認定された都道府県センター（以下「適格都道府県センター」という。）は、当該都道府県の区域内に在る指定暴力団等の事務所の使用により付近住民等の生活の平穏又は業務の遂行の平穏が害されることを防止するための事業を行う場合において、当該付近住民等で、当該事務所の使用によりその生活の平穏又は業務の遂行の平穏が違法に害されていることを理由として当該事務所の使用及びこれに付随する行為の差止めの請求をしようとするものから委託を受けたときは、当該委託をした者のために自己の名をもつて、当該請求に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
- 二十 適格都道府県センターは、前項の委託を受けたときは、当該事務所に關し、その他の付近住民等が当該委託をする機会を確保するため、その旨を通知その他適切な方法により、これらの者に周知するよう努めるものとする。
- 二十一 適格都道府県センターは、第一項の権限行使する場合において、民事訴訟手続、民事保全の命令に関する手続及び執行抗告（民事保全の執行の手続に関する裁判に対する執行抗告を含む。）に係る手続については、弁護士に追行させなければならない。
- 二十二 適格都道府県センターは、第一項の委託をした者に対して報酬を請求することができない。

- 五 第一項の委託をした者は、その委託を取り消すことができる。
- 六 （適格都道府県センターの認定）
第三十二条の五 差止請求関係業務（前条第一項の権限の行使に関する業務をいう。以下同じ。）を行おうとする都道府県センターは、国家公安委員会の認定を受けなければならない。
- 七 前項の認定を受けようとする都道府県センターは、国家公安委員会に認定の申請をしなければならない。
- 八 国家公安委員会は、前項の申請をした都道府県センターが次に掲げる要件の全てに適合している限り、第一項の認定をすることができる。
- 九 一 差止請求関係業務の実施に係る組織、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の差止請求関係業務を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- 二 前条第一項の委託を受ける旨の決定及び当該委託に係る請求の内容についての検討を行ふ部門において暴力追放相談委員及び弁護士が共にその専門的知識経験に基づいて必要な助言を行ふ又は意見を述べる体制が整備されていることその他差止請求関係業務を遂行するための人的体制に照らして、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的知識経験を有すると認められること。
- 三 差止請求関係業務を適正に遂行するに足りる経理的基礎を有すること。
- 四 前項第一号の業務規程には、差止請求関係業務の実施の方法、差止請求関係業務に關して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の国家公安委員会規則で定める事項が定められていないなければならない。
- 五 次のいずれかに該当する都道府県センターは、第一項の認定を受けることができない。
- 一 第三十二条の十三第一項各号に掲げる事由により第一項の認定を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない都道府県センター
- 二 役員のうちに前号に該当する都道府県センターの役員であつた者（その認定の取消しの日前六月以内にその職にあつた者に限る。）がある都道府県センター
- （認定の申請）**
- 第三十二条の六** 前条第二項の申請は、当該申請に係る都道府県センターの名称及び住所並びに代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定める事項を記載した申請書を、国家公安委員会規則で定めるところにより、公安委員会を経由して、国家公安委員会に提出してしなければならない。この場合において、公安委員会は、当該申請に係る事項に関する意見を付して、国家公安委員会に送付するものとする。
- 一 前項の申請書には、定款、前条第三項第一号の業務規程その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
- （認定の公示等）**
- 第三十二条の七** 国家公安委員会は、第三十二条の五第一項の認定をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該適格都道府県センターの名称及び住所その他の国家公安委員会規則で定める事項を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとする。
- 二 前項の申請書には、定款、前条第三項第一号の業務規程その他の国家公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。
- （変更の届出）**
- 第三十二条の八** 適格都道府県センターは、その名称若しくは住所又は代表者の氏名その他の国家公安委員会規則で定めるところにより、当該適格都道府県センターの名称及び住所その他の国家公安委員会規則で定めるところにより、当該適格都道府県センターに変更があつたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該適格都道府県センターに対し、その旨を記載した届出書を遅滞なく国家公安委員会に提出しなければならない。
- （帳簿書類の作成及び保存）**
- 第三十二条の九** 適格都道府県センターは、国家公安委員会規則で定めるところにより、差止請求關係業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(第三十二条の十) 適格都道府県センターは、毎事業年度の事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、当該事業年度経過後三月以内に国家公安委員会に提出しなければならない。若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又は警察庁の職員に適格都道府県センターの事務所に立ち入り、物件を検査させ若しくはち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第三十二条の十一) 国家公安委員会は、差止請求関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、指定暴力団員その他の関係者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員に事務所に立ち入り、物件を検査させ若しくは若しくは経理の状況に關し報告をさせ、又は警察庁の職員に適格都道府県センターの事務所に立ち入り、物件を検査させ若しくはち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(第三十二条の十二) 国家公安委員会は、適格都道府県センターの差止請求関係業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、適格都道府県センターに対し、その改善に必要な措置を探るべきことを命ずることができる。

(第三十二条の十三) 国家公安委員会は、適格都道府県センターについて、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第三十二条の五第一項の認定を取り消すことができる。

- 1 第三十二条の五第五項各号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなったとき。
- 2 第三十二条の五第五項第二号に該当するに至つたとき。
- 3 前二号に掲げるもののほか、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(第三十二条の十四) 第三十二条の四から前条までに規定するもののほか、適格都道府県センターに公安全委員会規則で定めるところにより、その旨及びその取消しをした日を官報により公示するとともに、当該適格都道府県センターに対し、その旨を書面により通知するものとする。

(国家公安委員会規則への委任)

(全国暴力追放運動推進センター)

(全国暴力追放運動推進センター)

(全国暴力追放運動推進センター)

(第三十二条の十五) 国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財團法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全國暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- 1 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための二以上の都道府県の区域における広報活動を行うこと。
- 2 暴力追放相談委員その他都道府県センターの業務を行う者に対する研修を行うこと。
- 3 第三十二条の三第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、全国センターについて準用する。

3 少年の健全な育成に及ぼす暴力団の影響その他の暴力団の市民生活に与える影響に関する調査研究を行うこと。

4 都道府県センターの事業について、連絡調整を行うこと。

5 前各号の事業に附帯する事業

3 第三十二条の三第五項、第六項、第八項及び第九項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第五項及び第六項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第八項中「都道府県警察」とあるのは「国家公安委員会及び警察庁」と読み替えるものとする。

(第三十四条) 公安委員会は、第十一条第二項、第十二条第一項、第十二条の二、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。次条、第三十九条及び第四十二条第一項において同じ。）、第十八条第二項若しくは第三項、第十九条、第二十二条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条、第三十条の四、第三十条の五第一項、第三十条の七第二項から第四項まで、第三十条の十第二項又は第三十条の十一第一項の規定による命令をしようとするときは、公開による意見聴取を行わなければならない。ただし、命令に係る者がした暴力的求要求行為若しくは準暴力的求要求行為、第十六条、第二十四条、第三十条の六第一項前段若しくは第三十条の九の規定に違反する行為若しくは第三十条の五第一項に規定する暴力行為の相手方又は第三十条の四に規定する請求者若しくはその配偶者等に係る個人の秘密又は事業上の秘密の保護のためやむを得ないと認めるときは、意見聴取を公開しないことができる。

2 前項の意見聴取を行う場合において、公安委員会は、当該命令に係る者に対し、命令をしようとする理由並びに意見聴取の期日及び場所を相当の期間をおいて通知し、かつ、意見聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 意見聴取に際しては、当該命令に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

4 第十二条の二の規定による命令に係る第一項の意見聴取を行う場合において、当該命令に係る者が当該命令に係る暴力的求要求行為をした指定暴力団員の出頭及び意見の陳述を求めたときは、公安委員会は、これを許可することができる。

5 公安委員会は、当該命令に係る者又はその代理人が正当な理由がなくて出頭しないとき、又は当該命令に係る者の所在が不明であるため第二項の規定による通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から起算して三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、第一項の規定にかかわらず、意見聴取を行わないで同項に規定する命令をすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、第一項の意見聴取の実施について必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(仮の命令)

(第三十五条) 公安委員会は、緊急の必要がある場合においては、前条第一項の規定にかかわらず、同項の意見聴取を行わないで、仮に、第十二条第二項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十五条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十二条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条、第三十条の四、第三十条の五第一項、第三十条の七第二項、第三十条の十第二項又は第三十条の十一第一項の規定（以下この条において「第十二条第二項等の規定」という。）による命令をすることができる。

2 前項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）の効力は、仮の命令をした日から起算して十五日とする。

3 公安委員会は、仮の命令をしたときは、当該仮の命令をした日から起算して十五日以内に、公開による意見聴取を行わなければならない。

- 4 公安委員会がした仮の命令が第十五条第一項、第三十条の五第一項、第三十条の七第二項及び第三十条の十一第一項に係るもの以外のものである場合において、当該仮の命令を受けた者の当該仮の命令に係る違反行為をした時における住所（当該違反行為をした者が指定暴力団である場合で当該指定暴力団の住所が明らかでないときにおいては、当該指定暴力団の所属する指定暴力団等の主たる事務所。以下この項において「住所等」という。）が当該仮の命令をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内に在るときは、当該仮の命令をした公安委員会は、前項の規定にかかるらず同項の意見聴取を行うことなく、速やかに、当該仮の命令をした旨をその者の住所等の所在地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。この場合において、通知を受けた公安委員会は、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に、公開による意見聴取を行わなければならない。
- 5 前条第一項ただし書、第二項、第三項及び第六項の規定は、前二項の意見聴取について準用する。この場合において、同条第二項中「命令をしようとする理由」とあるのは、「仮の命令をした理由」と、「相当の期間を置いて」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。
- 6 公安委員会は、第三項又は第四項の意見聴取の結果、仮の命令が不当ないと認めたときは、前条第一項の規定にかかるらず、同項の意見聴取を行わないで第十五条第一項等の規定による命令をることができる。
- 7 第十一条第二項等の規定による命令をしたときは、仮の命令は、その効力を失う。
- 8 公安委員会は、第三項又は第四項の意見聴取の結果、仮の命令が不当であると認めた場合は、直ちに、その命令の効力を失わせなければならぬ。
- 9 仮の命令に係る者の所在が不明であるため第五項において準用する前条第二項の規定による通知をすることができないことにより又は仮の命令に係る者若しくはその代理人が出頭しないことにより、第三項又は第四項の意見聴取を行うことができず、かつ、次に掲げる命令をするため、当該仮の命令があつた日から起算して十五日以内に同条第一項の意見聴取に係る同条第二項の規定による公示がされているときは、第二項の規定にかかるらず、当該仮の命令の効力は、当該意見聴取の期日（同条第五項の規定に該当する場合にあつては、当該意見聴取に係る公示をした日から起算して三十日を経過する日）までとする。
- 一 当該仮の命令に係る違反行為に関する第十五条第一項、第三十条の四第一項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第二項、第十九条、第二十一条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条、第三十条の七第三項若しくは第三十条の十第二項の規定による命令（仮の命令を除く。）
- 二 当該仮の命令に係る指定暴力団等の事務所に関する第十五条第一項又は第三十条の十一第一項の規定による命令
- 三 当該仮の命令に係る請求に関する第三十条の四の規定による命令
- 四 当該仮の命令に係る暴力行為に関する第三十条の五第一項の規定による命令
(公安委員会の報告等)
- 第五条第二項、第十二条第一項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第二項、第十九条、第二十一条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十七条、第三十条の七第三項若しくは第三十条の十第二項の規定による命令（仮の命令を除く。）又はこれらの命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた時における当該違反行為を行つた者の住所地（当該違反行為を行つた者が指定暴力団である場合で当該指定暴力団の住所が明らかでないときにおいては、当該指定暴力団の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地）を管轄する公安委員会
- 六 第十二条の二の規定による命令又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る暴力的要求数行為が行われた時における当該命令又は意見聴取に係る第十二条の二各号に定める指定暴力団員の住所地（当該指定暴力団員の住所が明らかでない場合には、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地）を管轄する公安委員会
- 七 第十五条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項若しくは第二項若しくは第三十条の十第一項の規定による命令若しくは第十五条第一項、第三十条の四、第三十条の五第一項及び第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令以外の仮の命令又は第三十条の七第二項の規定による命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた場所を管轄する公安委員会
- 八 第十三条第一項の規定による援助 第十五条第一項若しくは第十二条の六の規定による命令をした公安委員会の主たる事業所の所在地を管轄する公安委員会
- 九 第十四条第一項の規定による援助又は同条第二項の規定による講習 当該援助又は講習に係る事業者の主たる事業所の所在地を管轄する公安委員会
- 十 第十五条第一項若しくは第三十条の十一第一項の規定による命令（これらの規定に係る仮の命令を含む。）又はこれらの命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る事務所の所在地を管轄する公安委員会

(審査請求等)

第三十七条 第三条又は第四条の規定による指定に不服がある者は、国家公安委員会に審査請求をすることができる。

- 2 国家公安委員会は、指定暴力団等の指定についての審査請求に対する裁決に当たつては、国家公安委員会規則で定めるところにより、審査専門委員の意見を聽かなければならない。
- 3 指定暴力団等の指定の取消しを求める訴えは、当該指定についての審査請求に対する国家公安委員会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(審査専門委員)

- 第三十八条 国家公安委員会に、第三条又は第四条の規定による指定暴力団等の指定に係る確認及び審査請求について、第三条第一号又は第四条第二号の要件に関する専門の事項を調査審議し、意見を提出させるため、審査専門委員若干人を置く。
- 2 審査専門委員は、人格が高潔であつて、指定暴力団等の指定に關し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は社会に関する学識経験を有する者のうちから、国家公安委員会が任命する。
- 3 (命令等を行う公安委員会)
(命令等を行ふ公安委員会)

第三十九条 この法律における公安委員会は、次の各号に掲げる事項に関しては、当該各号に定める公安委員会とする。

一 第五条第二項の規定による通知及び公示 同条第一項の意見聴取に係る指定をしようとする

暴力団の主たる事務所の所在地を管轄する公安委員会

二 第五条第一項の意見聴取 同条第二項の規定による公示をした公安委員会

三 第三条又は第四条の規定による指定 第五条第一項の意見聴取に係る公安委員会

四 第八条第二項又は第三項の規定による指定の取消し 指定の取消しをしようとする指定暴力

団等の主たる事務所の所在地を管轄する公安委員会

五 第十五条第二項、第十二条第一項、第十二条の四第一項、第十二条の六第二項、第十八条第

二項若しくは第三項、第十九条、第二十一条第二項、第二十三条、第二十六条第二項、第二十

七条、第三十条の七第三項若しくは第三十条の十第二項の規定による命令（仮の命令を除く。）

又はこれらの命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る違反行為

が行われた時における当該違反行為を行つた者の住所地（当該違反行為を行つた者が指定暴力

団である場合で当該指定暴力団の住所が明らかでないときにおいては、当該指定暴力団員

の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地）を管轄する公安委員会

六 第十二条の二の規定による命令又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令

又は意見聴取に係る暴力的要求数行為が行われた時における当該命令又は意見聴取に係る第十二

条の二各号に定める指定暴力団員の住所地（当該指定暴力団員の住所が明らかでない場合には、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の主たる事務所の所在地）を管轄する公安

委員会

十一 第十五条の二第一項又は第三十条の八第一項の規定による指定 これらの規定による指定	二 第三条及び第四条の規定による指定
十二 第三十条の四の規定による命令 (同条の規定に係る仮の命令を含む。) 又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る第三十条の二各号に掲げる請求が行われた時における当該請求の相手方である指定暴力団員の住所地 (当該指定暴力団員の住所地が明らかでない場合には、当該指定暴力団員の住所地を管轄する公安委員会の所在地) を管轄する公安委員会	二 第五条第一項の意見聴取
十三 第三十条の五第一項の規定による命令 (同項の規定に係る仮の命令を含む。) 又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る仮の命令を含む。) 及び第七条第四項の規定による通知	三 第六条第一項及び第八条第四項の規定による確認の請求
十四 第三十条の七第四項の規定による命令又は当該命令に係る第三十四条第一項の意見聴取 当該命令又は意見聴取に係る違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の主たる営業所 (当該違反行為を行った者が営業を営む者の代理人、使用人その他の従業者である場合にあっては、その者が勤務する営業所) の所在地 (これらの営業所がない場合には、当該違反行為が行われた時における当該違反行為を行った者の住所地) を管轄する公安委員会	四 第六条第四項及び第八条第五項の規定による通知の受理
十五 第三十二条の三第一項の規定による指定、同条第五項の規定による命令又は同条第六項の規定による取消し 同条第一項の規定による申出を受け、又は指定をした公安委員会 (命令等に係る書類の送達)	五 第七条第一項 (第八条第七項において準用する場合を含む。) 及び第七条第四項の規定による公示
十六 第七条第三項 (第八条第七項において準用する場合を含む。) の規定による通知	六 第七条第三項 (第八条第七項において準用する場合を含む。) の規定による通知
十七 第八条第二項及び第三項の規定による指定の取消し (公安委員会の事務の委任)	七 第八条第二項及び第三項の規定による指定の取消し (公安委員会の事務の委任)
第十八条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	八 第四十二条 公安委員会は、仮の命令に関する事務、第十二条の四第二項の規定による指示 (緊急の必要がある場合におけるものに限る。) に関する事務、第十五条第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第四項及び第五項に規定する事務並びに第三十条の十一第一項の規定に係る仮の命令に係る同条第三項及び第四項に規定する事務を警視総監又は道府県警察本部長に行わせることができる。
第十九条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	九 第四十三条 方面公安委員会は、前条の規定により道公安委員会から委任された事務のうち、前項の事務を方面本部長に行わせることができる。
第二十条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十 第四十四条 公安委員会は、第十二条第一項、第十二条第二項、第十二条の六第一項、第十八条第一項、第二十二条第一項、第二十六条第一項、第三十条、第三十条の三、第三十条の七第一項又は第三十条の十第一項の規定による命令を警察署長に行わせることができる。
第二十一条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十一 第四十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置 (罰則に関する経過措置) を定めることができる。
第二十二条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十二 第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定する者は、三年以下の拘禁刑若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第二十三条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十三 第四十七条 特定危険指定暴力団等の指定暴力団員で、第三十条の八第一項に規定する警戒区域において又は当該警戒区域における人の生活若しくは業務の遂行に関して、暴力的要請行為又は第三十条の二の規定に違反する行為をしたものに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第二十四条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十四 第四十八条 第十二条の規定による命令に違反した者
第二十五条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十五 第四十九条 第十二条の二の規定による命令に違反した者
第二十六条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十六 第五十一条 第十二条の四第一項の規定による命令に違反した者
第二十七条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十七 第五十二条 第十二条の六の規定による命令に違反した者
第二十八条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十八 第五十三条 第十五条第一項 (同条第三項において準用する場合を含む。) の規定による命令に違反した者
第二十九条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	十九 第五十四条 第十八条の規定による命令に違反した者
第三十条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	二十 第五十五条 第十九条の規定による命令に違反した者
第三十一条 第二章から第四章の二まで及びこの章の規定による命令については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。	二十一 第五十六条 第二十二条の規定による命令に違反した者

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条の規定 暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

（調整規定）

第十一條 この法律の施行の日が暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日までの間ににおける暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律の規定の適用については、新法第六章に規定する罪は、暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律別表に掲げる罪とみなす。

附 則 (平成二一年六月二四日法律第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第四條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第六條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第七條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第八條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第九條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十二條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十三條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十四條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十五條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十六條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十七條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十八條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第十九條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十二條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十三條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十四條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十五條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十六條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十七條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十八條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第二十九條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十二條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十三條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十四條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十五條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

よる改正後の暴力團員による不当な行為の防止等に関する法律第十五条第一項又は同条第三項において準用する同条第一項の規定によつてした命令とみなす。

(政令への委任)

第三十六条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第三十七条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「労働者派遣法一部改正法」という。）の施行の日がこの法律の施行の日前ある場合には、附則第四条第四号及び第五条第四号中「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」とあるのは、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」とし、前条の規定は、適用しない。

附 則 (平成二五年六月一九日法律第四九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

第二条 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(附 則)

(平成二六年六月二十五日法律第七九号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号)

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の一、第三百三条の二、第三百三条の三、第三百六十七条の一、第二百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任) 第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

(施行期日)

二二二

一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超える

行する
(罰則に関する経過措置)

十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日)
一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 略
第五条の規定（労働者派遣法第四十四条から第四十六条までの改正規定を除く。）並びに第七条及び第八条の規定並びに附則第六条、第七条第一項、第八条第一項、第九条、第十一条、第十三条及び第十七条の規定、附則第十八条（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第九条（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第二十条（前号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第二十二条、第二十三条及び第二十六条の規定並びに附則第二十八条（前号に掲げる規定を除く。）の規定 令和二年四月一日

(書類は閣下する経過指揮)
二十九条 この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(延喜明月) 附則(令和元年二月四日法律第六三号) 抄

（旅行期日）この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

(罰則に関する経過措置) 行する。

三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(昭二年三月)

附 則
(令和二年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日) _____

條この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

規定期刊公報の日程に記載して置く旨

附則(令和六年六月一日法律第五〇号)抄

(施行期日)

一条

当該各号に定める日から施行する。

(政令への委任)
第二十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄
(施行期日) 一 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第五百九条の規定 公布の日

附 則（令和五年五月二六日法律第六三号）抄
(施行期日) (施行期日) 一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄
(施行期日) 一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和五年六月一六日法律第六三号）抄
(施行期日) 一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

一 第四条、第十三条及び二十条の規定、第二十一条中内航海運業法第六条第一項第二号の改正規定、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十二条、第三十六条及び第三十九条の規定、第四十一条中貨物自動車運送事業法第五条第二号の改正規定、第四十二条、第四十四条及び第四十九条の規定、第五十五条中民間事業者による信書の送達に関する法律第八条第二号の改正規定並びに第五十六条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(公示送達等の方法に関する経過措置)

第二条 次に掲げる法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例によること（罰則に関する経過措置）

一から八まで 略

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則（令和五年六月二三日法律第六七号）抄
(施行期日) 一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（令和五年一月二九日法律第七九号）抄
(施行期日) 一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第一百六条の十二第一項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第一百五十六条の二十の四第二項、第一百五十六条の二十の十八第二項並びに第一百五十六条の二十五第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二及び第三条の三第四項の改正規定、第二条の規定 第五条中農業協同組合法第十二条の六十六第一項、第九十二条の三第一項及び第九十二条の五の九第二項の改正規定、第六条中水産業協同組合法第八十七条の二第一項、第一百七条第一項及び第一百七条第二項の改正規定、第七条中協同組合による金融事業に関する法律第四条の四第一項、第六条の四及び第六条の五の十第二項の改正規定、第八条中投資信託及び投資法人に関する法律第九十八条第五号、第一百条第五号及び第一百三十六条第一項の改正規定、第九条中信用金庫法第五十四条の二十三第三项、第八十五条の二の二及び第八十九条第十项の改正規定、第十条中長期信用銀行法第十三条の二第二项及び第十六条の七の改正規定、第十一条中労働金庫法第五十八条の五第一項、第八十九条の四及び第九十四条第六项の改正規定、第十二条中銀行法第十六条の二第一項、第五十二条の五十二第六号、第五十二条の二第一項及び第五十二条の六十一の五第一項の改正規定、第十四条中保険業法第六条第一項、第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十一条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の改正規定、第十七条中農林中央金庫法第五十四条第三项、第七十二条第一項、第九十五条の三第一項及び第九十五条の五十第二項の改正規定並びに第十九条中株式会社商工組合中央金庫法第二十一条第三项、第三十九条第一項及び第六十条の六第一項の改正規定並びに附則第十四条から第十七条まで、第二十三条第一項、第三十四条、第三十七条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十三条までとの規定、附則第四十四条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第一四八号の改正規定並びに附則第四十五条から第四十八条まで、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条から第六十三条まで及び第六十五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十一条の二第一項、第二十二条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の四の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三项、第二十五条第一項から第四項まで及び第六项、第二十七条、第二十七三条の三十の二、第二十七三条の三十の六第一项、第二十七条の三十の十、第二十七三条的三十二第一項、第二十七三条的三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五项、第一百七十二条の三第一項及び第二项、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条的十二第一項、第一百七十八条第十项及び第十一项、第一百八十五条の七第四項から第七项まで、第十四项、第十五项及び第三十一项、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附则第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日（罰則に関する経過措置）

この法律（附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和五年一二月一三日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第二条関係）

一 爆発物取締罰則（明治十七年太政官布告第三十二号）に規定する罪
二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第五章、第七章、第二十二章、第二十三章、第二十六章、第二十七章、第三十一章から第三十三章まで、第三十五章から第三十七章まで及び四十章に規定する罪

四十三 保険業法（平成七年法律五百五号）第六編に規定する罪	四十一 國際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第三章に規定する罪	四十二 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第十章に規定する罪	四十三 暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）に規定する罪
四十四 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第七章に規定する罪	四十五 金融商品取引法第八章に規定する罪	四十六 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪	四十七 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）に規定する罪
四十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十章に規定する罪	四十六 火薬類取締法（昭和二十三年法律第一百二十四号）第六章に規定する罪	四十七 大麻草の栽培に関する法律（昭和二十三年法律第一百三十九号）第十三章に規定する罪	四十八 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十三章に規定する罪
四十六 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第七章に規定する罪	四十七 船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十九号）第六章に規定する罪	四十九 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第五章に規定する罪	四十九 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第五章に規定する罪
四十七 競馬法（昭和二十三年法律第五十号）第五章に規定する罪	四十八 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第六章に規定する罪	五十一 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第八章に規定する罪	五十一 児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第八章に規定する罪
四十八 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第五章に規定する罪	四十九 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第一百九十八号）第五編に規定する罪	五十二 建設業法第八章に規定する罪	五十二 建設業法第八章に規定する罪
四十九 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第七章に規定する罪	五零 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	五十三 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第八章に規定する罪	五十三 覚醒剤取締法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪
五零 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	五一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	五十四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第五章に規定する罪	五十四 旅券法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪
五一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	五二 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	五五 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪	五五 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪
五二 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	五三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第九章に規定する罪	五六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九章に規定する罪	五六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九章に規定する罪
五三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第九章に規定する罪	五四 废棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	五七 宅地建物取引業法第八章に規定する罪	五七 宅地建物取引業法第八章に規定する罪
五四 废棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	五五 火炎びんの使用等の处罚に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）に規定する罪	五八 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	五八 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪
五五 火炎びんの使用等の处罚に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）に規定する罪	五六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪	五九 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	五九 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪
五六 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪	五七 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	六〇 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪	六〇 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪
五七 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	五八 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第九章に規定する罪	六一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九章に規定する罪	六一 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九章に規定する罪
五八 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第九章に規定する罪	五九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	六二 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	六二 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪
五九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	六〇 売春防止法（昭和三一年法律第一百十八号）第二章に規定する罪	六三 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪	六三 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五章に規定する罪
六〇 売春防止法（昭和三一年法律第一百十八号）第二章に規定する罪	六一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	六四 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	六四 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪
六一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	六二 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	六五 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪	六五 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪
六二 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	六三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第九章に規定する罪	六六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九章に規定する罪	六六 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第九章に規定する罪
六三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第九章に規定する罪	六四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	六七 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	六七 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪
六四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	六五 売春防止法（昭和三一年法律第一百十八号）第二章に規定する罪	六八 金融商品取引法第八章に規定する罪	六八 金融商品取引法第八章に規定する罪
六五 売春防止法（昭和三一年法律第一百十八号）第二章に規定する罪	六六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	六九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪	六九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪
六六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	六七 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	七〇 大麻草の栽培に関する法律（昭和二十三年法律第一百三十九号）第十三章に規定する罪	七〇 大麻草の栽培に関する法律（昭和二十三年法律第一百三十九号）第十三章に規定する罪
六七 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	六八 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪	七一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十九号）第六章に規定する罪	七一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十九号）第六章に規定する罪
六八 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪	六九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	七二 競馬法（昭和二十三年法律第五十号）第五章に規定する罪	七二 競馬法（昭和二十三年法律第五十号）第五章に規定する罪
六九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	七〇 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	七三 建設業法第八章に規定する罪	七三 建設業法第八章に規定する罪
七〇 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	七一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	七四 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十章に規定する罪	七四 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第十章に規定する罪
七一 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	七二 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	七五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪	七五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪
七二 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	七三 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪	七六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十三章に規定する罪	七六 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十三章に規定する罪
七三 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪	七四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	七七 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第五章に規定する罪	七七 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第五章に規定する罪
七四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	七五 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	七八 儿童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第八章に規定する罪	七八 儿童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）第八章に規定する罪
七五 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	七六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	七九 金融商品取引法第八章に規定する罪	七九 金融商品取引法第八章に規定する罪
七六 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第七章に規定する罪	七七 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	八〇 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪	八〇 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第七章に規定する罪
七七 割賦販売法（昭和三十六年法律第一百五十九号）第五章に規定する罪	七八 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪	八一 大麻草の栽培に関する法律（昭和二十三年法律第一百三十九号）第十三章に規定する罪	八一 大麻草の栽培に関する法律（昭和二十三年法律第一百三十九号）第十三章に規定する罪
七八 武器等製造法（昭和二十八年法律第一百四十五号）第五章に規定する罪	七八 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	八二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十九号）第六章に規定する罪	八二 船員職業安定法（昭和二十三年法律第一百三十九号）第六章に規定する罪
七八 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九章に規定する罪	八三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	八三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪	八三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第一百三十七号）第五章に規定する罪

- 四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第五編に規定する罪
- 四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第六章に規定する罪
- 四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪
- 四十七 組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十六号）第二章に規定する罪
- 四十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第二百一号）第七章に規定する罪
- 四十九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第二百三十一号）第七章に規定する罪
- 五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第八章に規定する罪
- 五一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第八章に規定する罪
- 五十二 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第六章に規定する罪
- 五十三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第二百五十一号）第五章に規定する罪
- 五十四 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第七章に規定する罪
- 五十五 会社法第八編に規定する罪
- 五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）に規定する罪
- 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）に規定する罪
- 五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）第五章に規定する罪
- 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第八章に規定する罪
- 六十 性的な姿態を撮影する行為等の处罚及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪